



子ども輝き条例のポイント

～すべての子どもが生き生きと輝くように、県民みんなで子どもの育ちを支えましょう～

お部屋にはってね

すべての子どもは、世界に一人のかけがえない存在です

わたしたちは、一人一人が主人公だよ。



「子育て楽しかフォトコンクール入選作品」

子ども一人一人の権利や個性を認め、子どもにとって何が一番いいのかを考えます

ほくたちの気持ち(意見)も、ちゃんと聞いてね。

人とくらべないで、私のいいところをみつけてね。

このような考え方を大切にしましょう (第3条)

すべての子どもは、愛情を感じながら、安心して育つことができます

いつもほくたちのことを見ていてね。

このような子どもの育ちの環境をつくっていきましょう (第4条)

いろいろな人とふれあい、いろいろな体験ができる

よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠らせてね。

いろいろな可能性や自ら伸びていく力が引き出される

失敗しても怒らないで、がんばったらほめてね。

いじめや虐待などから守られる

ほくたちをあぶないことから守ってね。

孤立感を持つことなく、人のつながりの中で育つことができる

悩みを聞いてほしいな。そして、みんなで一緒にがんばろうね。



命を大切にし、他人を思いやり、感謝すること

思いやりのある人になりたいな。



ルールを守り、家庭や地域での自分の役割を果たすこと

私たちの手本になってほしいな。

ふるさとや自然、文化や伝統などを大切にすること

熊本の自然を未来に残さなきゃね。

子どもたちが心豊かに育つために伝えていきましょう (第5条)

夢を持ち、働くことの大切さを知り、困難を乗り越え、自立していくこと

夢に向かってチャレンジしたい!

それぞれの役割をはたしましょう (第6条・第7条)

保護者
子どもにとって一番大切な存在です。愛情をもって接し、自らも成長していくよう努めましょう。

学校・保育所等
自らの専門性を高め、互いに協力し、子どもの育ちを支えていきましょう。

県民・事業者等
子どもの育ちを地域及び社会全体で支えていきましょう。

県
子どもに係る施策を計画的に推進し、県民一人一人の取組が進むよう、必要な支援を行います。

それぞれの立場で、子どものためにできることをしましょう(第8条) ~毎月15日は肥後っ子の日です~



- 例えば…
- ★ 保護者 → 家庭団らん
 - ★ 保育所等 → 施設の開放

★ 地域 → 世代間交流

★ お店 → 子育て家庭への優待

